

障害(児)者施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の整備 に関するパブリックコメントの実施結果について

1. 意見募集期間

平成 24 年 9 月 10 日（月）から平成 24 年 10 月 9 日（火）

2. 意見募集方法

仙台市ホームページ，市政だより（9月号）により広報。
仙台市ホームページ又は障害企画課にて閲覧実施。
障害福祉サービス事業所等へ周知文書送付。

3. 意見の提出方法

郵送、ファックス、電子メールにて提出。

4. いただいた意見数

- (1) 提出者数：4 人/団体
- (2) 意見の件数：18 件

社会福祉施設等の設備及び運営に関する基準(2 障害(児)者施設等)」を定める条例制定に対するご意見

●全体に対する意見

No	意見内容(要約)	仙台市の考え方
1	工賃向上計画を補完する具体的政策が必要。下記の事項について検討いただきたい。 ・「優先調達推進法」が効果的に利用できるシステム作り(地方自治体等への指導を含めた) ・仕事の開発、発注方式・方法の検討 ・個々の事業所が営業活動を行う事は困難であることから、既存組織を活用した共同受注の方法 ・各施設の商品特性に合わせ学校給食等で優先的に発注できる仕組み	今回の条例で対応できる内容ではないが、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、来年度から施行される「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」をふまえ、障害福祉サービス事業所等からの物品等調達推進のため、方針や目標の設定など必要な対応を行ってまいりたい。
2	福祉サービスの提供に当っては地域格差を生じさせないことが大事であり、仙台市と宮城県は協議を進め、その関係・連携の取り方を検討する必要がある。	いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
3	仙台市らしさの発揮が重要であり、仙台市は他の自治体よりサービスが良いといわれるシステム作りが重要である。	いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

●「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に対する意見

No	意見内容(要約)	仙台市の考え方
1	多機能型の経営上のメリットが見えない。職員の配置基準の見直し、職員兼務の弾力化等について検討いただきたい。多機能型の定員合算による報酬は経営上不利であり、各事業所毎の定員の単価にしたい。	職員の配置基準については、“従うべき基準(必ず適合しなければならないもの)”として国の省令で定められており、基本的に、異なった内容を定めることはできず、また、障害福祉サービス等に係る報酬単価についても国により定められている。 多機能型の定員合算による報酬算定については、実情に合った単価設定がなされるよう、機会を捉え国に対し要望してまいりたい。
2	施設入所の障害程度区分と報酬を見直していただきたい。障害程度が低く施設入所は困難であっても行き場が無い等の理由でやむを得ず入所している方がいる。 経営上から言えば、程度区分の低い入所者の報酬について、例えば区分3以上とみなす等の見直しを願いたい。	今回の条例で対応できる内容ではないが、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
3	就労移行支援事業が2年間の有期限となるため定員に満たない施設が出ている。就労実績に対する報酬加算はあるが、市独自の就労実績に対する評価を検討願いたい。	今回の条例で対応できる内容ではないが、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
4	東日本大震災等の大災害時の地域内での福祉避難所の早期の設定や社会福祉施設(法人)間の連携・協力を進める体制の策定の義務化を検討願いたい。	今回の条例で対応できる内容ではないが、福祉避難所の拡充や社会福祉施設間の連携・協力については、重要な課題と認識しており、各施設と意見交換を行いながら、これらの課題に取り組んでまいりたい。
5	通所サービス等の送迎支援について、平成24年度報酬改定で送迎加算が新設されたが、1回の送迎につき平均10人以上利用との縛りが設けられた。利用人数によらない送迎加算の算定を検討願いたい。	今回の条例で対応できる内容ではないが、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

社会福祉施設等の設備及び運営に関する基準(2 障害(児)者施設等)」を定める条例制定に対するご意見

●「指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に対する意見

No	意見内容(要約)	仙台市の考え方
1	生活介護サービスの基本報酬算定の中の土日等を報酬に含めない8日減算算定について、平成24年度の報酬改定で土日等日中支援加算相当分を施設入所支援サービスの基本報酬に組み込むとされたが、生活介護サービスにおける現実の支援状況を鑑みると、生活介護サービスの土日の報酬については加算による算定ではなく暦日数による基本報酬での算定を検討願いたい。	今回の条例で対応できる内容ではなく、また、障害福祉サービス等に係る報酬単価については国により定められている。本市としては、実情に合った報酬単価の実現へ向け、機会を捉え国に対し要望してまいりたい。

●「福祉ホームの設備及び運営に関する基準」に対する意見

No	意見内容(要約)	仙台市の考え方
1	福祉ホームからケアホームへの転換について、ケアホームの設置場所について基準では「入所施設又は病院の敷地外にあること」とされている。現在福祉ホームを利用されている方の障害の進行を鑑みケアホームに転換し、利用される方の日常生活の安全確保を図りたいとしてもこの基準のため転換が困難である。「敷地外にあること」という文言について削除又は現施設を転換する場合は除外するといった特例措置を設けて頂きたい。	入所施設や病院の敷地内の住居による生活は、その施設や病院内だけで日常生活や社会生活が完結してしまい、「地域移行・地域定着」の趣旨にそぐわないため定められている基準であり、この基準を削除等することについては慎重に検討する必要がある。
2	福祉ホームからケアホームへの転換について、ケアホームの利用料について利用者8名以上は減算される仕組みだが、定員15名の福祉ホームをケアホームに転換する場合、経営的に減算は好ましくないため、現員13名であれば、3名の方については利用を解除又は別に生活の場(アパート等)を探さなければならないこととなる。このようなことから現に利用されている施設の転換の際の特例措置を設けて欲しい。併せて1ユニット10人以下という基準については既存建物を転用する場合には基準の緩和を御願いたい。	現在の国基準において、「既存の建物を共同生活住居とする場合には、入居定員を2人以上20人以下とすることができる」となっており、特に支障が認められないことから、現行の基準としてまいりたい。

●「指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に対する意見

No	意見内容(要約)	仙台市の考え方
1	放課後等デイサービスについて、児童発達支援管理責任者になるために必要な実務経験を計算する際、介護福祉士、保育士、ヘルパー等の資格取得者は優遇され、必要な経験年数が短縮されるが、教員免許取得者は短縮されない。教員免許取得者についても、介護福祉士、保育士、ヘルパー等の資格取得者と同等に取り扱っていただきたい。	児童発達支援管理責任者等の資格要件は、国の告示等で定められており、今回の条例で対応できる内容ではない。本市としては、実情に合った資格要件の設定がなされるよう、機会を捉え国に対し要望してまいりたい。
2	放課後等デイサービスについて、障害児10人に対し職員2人という配置割合は不可能だ。状況によっては障害児1人に対し職員1人ということもありうる。見直していただきたい。	職員の配置基準については、“従うべき基準(必ず適合しなければならないもの)”として国の省令で定められており、基本的に、異なった内容を定めることはできないところである。
3	放課後等デイサービスについて、人員配置基準が「障害児10人までのもの 職員2人以上」となっているところを、配置基準を引き上げ、「障害児2人までのもの 職員1人以上」にしていただきたい。	職員の配置基準については、“従うべき基準(必ず適合しなければならないもの)”として国の省令で定められており、基本的に、異なった内容を定めることはできないところである。
4	放課後等デイサービスについて、具体的な敷地面積の基準を設けていただきたい。	敷地面積については、適正な規模の検証等に時間を要するため、今回の条例に盛り込むことは困難だが、今後、実情をふまえ検討してまいりたい。

社会福祉施設等の設備及び運営に関する基準(2 障害(児)者施設等)」を定める条例制定に対するご意見

●「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に対する意見

No	意見内容(要約)	仙台市の考え方
1	放課後等デイサービスについて、重度障害を持つ児童に対するサービス等の提供については、報酬単位へ加算をつけてほしい。	今回の条例で対応できる内容ではないが、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、障害福祉サービス等に係る報酬単価については国により定められており、本市としては、実情に合った報酬単価の実現へ向け、機会を捉え国に対し要望してまいりたい。
2	各事業所とも少ない運営費でやりくりしている。環境整備面でまだまだ不具合があり、必要な補助をつけていただきたい。具体的には現行で認められていない歩行送迎についても、送迎加算をつけていただきたい。	今回の条例で対応できる内容ではないが、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、障害福祉サービス等に係る報酬単価については国により定められており、本市としても、実情に合った報酬単価の実現へ向け、機会を捉え国に対し要望してまいりたい。
3	行政の職員は、研修として1週間ほど各事業所へ参加していただきたい。	今回の条例で対応できる内容ではないが、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。